

# ■新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則における改正概要

## ■改正経緯

近年、だれでもトイレに誰もが利用できる設備（オストメイト設備、ベビーベッド等）が集中した結果、利用が集中し不適正利用が課題となっている。この課題をうけ国土交通省は令和3年3月に「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正を行った。

国土交通省の改正をうけ、東京都は、「福祉のまちづくり条例」施行規則改正を令和3年10月29日に交付し、令和4年4月1日に施行した。

このため、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例規則においても、東京都「福祉のまちづくり条例」施行規則と同様に改正した。

## ■改正概要

### ①出入口の表示方法の変更

出入口の表示について、「誰もが利用することができる旨を表示する」のではなく、便房内にある設備及び機能をピクトグラム等を活用することで利用対象者を明確にする。

### ②名称改正

東京都「福祉のまちづくり条例」の改正内容と同様に、規則にある「だれでもトイレ」の名称を「車椅子使用者用便房」に変更する。

<改正前>



<改正後>



<改正後の表示例>



・乳幼児用設備を有する便房

・オストメイト用設備を有する便房